

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の内容

	ページ
第一 届出手続の運用	3-
第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示」という。）及び別表 2 経過的障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示別表 2」という。）に関する事項	7-
第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所報酬告示」という。）に関する事項	172-
第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）別表障害児相談支援給付費単位数表（以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項	213-